

就業中の災害に対する従業員への補償金のお支払いによる負担から企業をお守りする共済です！

# 災害補償共済に加入しましょう！

**労災補償コース**  
(労働災害総合保険)  
(法定外補償保険)

**傷害補償コース**  
(就業中のみの危険担保)  
(特約付帯一般傷害保険)

## ☆おすすめポイント☆

- ①掛金(保険料)は割引適用！ → 労災補償コースは64%割引適用、傷害補償コースは団体割引5%適用
- ②加入手続は簡単、年齢制限なし！
- ③就業中の所定の災害に対する思わぬ会社の出費もガード！
- ④掛金(保険料)は全額経費として損金処理できます！
- ⑤(傷害補償コースのみ)政府労災保険の給付決定を待たずに保険金をお支払いします！

## 労災補償コース

掛金64%割引！

(事業場数割引10%、損害率による割引60%適用)

### 給付金(保険金)をお支払いする場合

- 全印工連傘下工業組合の組合員である企業(加入者)の従業員が、業務上・通勤上の事由で、保険期間中に身体の障害を被り、政府労災保険等の認定を受けた場合に、被保険者が政府労災保険等の上乗せ補償を行うことにより被る損害に対して給付金をお支払いします。なお、給付金は、災害付帯費用給付金を除き全額、被災従業員またはその遺族にお支払いいただきます。
- 労災事故の認定および、後遺障害等級等の認定は、政府労災保険等の認定に従います。
- 傷害保険、生命保険からの保険金とは関係なく、給付金をお支払いします。

### お支払いする給付金(保険金)

●ご加入にあたり、設定していただいた法定外補償保険の保険金額に従って次の給付金をお支払いします。

#### (1) 死亡給付金

被災の結果、従業員が死亡した場合にお支払いします。

#### (2) 後遺障害給付金

被災の結果、従業員が後遺障害(労災保険の1級～14級、ただしⅡタイプについては1級～7級)を被った場合にお支払いします。

#### (3) 災害付帯費用給付金

従業員が死亡または後遺障害等級1級～7級に該当する災害を被り、前記(1)または(2)の給付金が支払われる場合、被災した従業員や遺族に対する見舞金・慰霊金やお香典、事故現場への交通費・宿泊費などの費用の備えとして所定の災害付帯費用給付金をお支払いします。

※死亡給付金と後遺障害給付金は、重複してはお支払いしません。どちらか高い方の金額を限度とします。

#### 【掛金(保険料)例】

役員・従業員19名・Ⅱタイプ・5口加入の場合

(災害付帯費用は、加入口数にかかわらず1口のみとなります)

(Ⅱタイプ給付金額、1口あたり)右記表の通り

19人×{360円(年間掛金)×5+120円(災害付帯費用担保特約)}=36,480円(合計掛金:損金処理可能)

	死亡	後遺障害等級						
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
業務上・通勤途上	500万円	500万円	500万円	500万円	250万円	200万円	180万円	150万円
災害付帯費用担保特約	100万円	25万円			15万円			

給付金支払い事例		性別	お支払給付金
1	印刷中に刷版に付着した紙粉等の除去作業中誤って刷版に巻き込まれ、腕を切断した。	男性	2,650,000円
2	通勤途中、自転車で横断歩道を渡っていたところ4トントラックにはねられ死亡。	男性	6,000,000円

# 傷害補償コース

団体割引5%適用！

役職員一括契約割引！

(補償対象者数により割引5%もしくは10%適用)

## 給付金(保険金)をお支払いする場合

●就業中の事故によるケガを補償します。労災保険ばかりでなく、生命保険、健康保険の給付とは関係なく独自に請求できます。

●日本国内・国外を問わず、工作中(通勤途上を含みます。)に被った急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされたときに給付金をお支払いします。

●例:通勤途上で車を運転中に交通事故でケガをした

## お支払いする給付金(保険金)

以下の保険金種類があります。詳細はパンフレット等をご覧ください。

●役員・従業員の災害補償向け補償

死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金

※保険金は補償対象者(死亡保険金のご遺族)へお支払いします。

●企業向け補償

事業主費用保険金



・香典 ・花代  
・弔慰金 ・葬儀費用...

### 【掛金例】

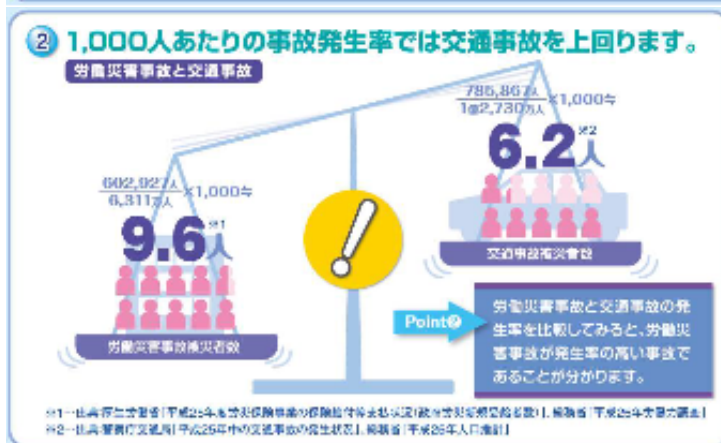
役員・従業員19名・2タイプ(入・通院補償型)・2口加入の場合

(2タイプ補償内容、1口あたり)事業主費用:100万円 死亡・後遺障害:100万円 入院日額:1,000円

手術:(外来)5,000円(入院中)1万円 通院日額:1,000円

19人×3,070円(年間掛金)×2口=116,660円(合計掛金:損金処理可能)

【参考データ】



※共済の詳細は、パンフレットまたはホームページをご覧ください。<http://www.aj-pia.or.jp/welcome/kyosai/pdf/saigai.pdf>

※こちらのチラシは労働災害総合保険・就業中のみの危険担保特約付帯一般傷害保険の概要について説明したものです。必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。保険の内容は「全印工連災害補償共済」のパンフレットをご覧ください。詳細は全日本印刷工業組合連合会が所有する保険約款によりますが、ご不明な点がございましたら共立(株)までおたずねください。

(問い合わせ先)

全日本印刷工業組合連合会

電話03-3552-4571

共立株式会社 業務開発部 (取扱幹事代理店)

電話03-5962-3075 受付時間 9:00~17:00 (土日・祝日を除く)

東京海上日動火災保険(株) (引受保険会社) 担当: 広域法人部 団体・協同組織室 電話03-3515-4151

平成27年8月作成

15-T05085